

【児童の福祉】

1 児童福祉の概要

本市の児童福祉は、要保護児童の保護のみにとどまらず、広く児童の健全育成をはかることを目指しています。教育を希望する未就学児童を預かる教育施設（認定こども園、幼稚園）や保育が必要な未就学児童を預かる保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育）に公定価格等の財政支援を保障するとともに、施設整備及び各種保育事業へ助成をしています。さらに、保育士等の研修会に対し助成を行い、保育の質の向上に努めています。

また、身体障がい児や知的障がい児の福祉対策として、相談指導体制の充実、心身障がい児の早期発見等による家庭療育指導体制の充実を図っています。

■児童（0～18歳）人口の推移（各年10月1日現在） (人)

年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
男	9,773	9,482	9,208	8,982	8,721
女	9,334	9,039	8,761	8,541	8,241
計	19,107	18,521	17,969	17,523	16,962

■就学前児童数（令和6年4月1日現在） (人)

区 分	男	女	計
0歳児	291	261	552
1歳児	326	324	650
2歳児	353	337	690
3歳児	398	358	756
4歳児	380	382	762
5歳児	375	395	770
計	2,123	2,057	4,180

2 相談、指導事業

児童の問題についての相談に応じ、必要な調査を行い個人的に、また集団的に必要な指導を行うとともに、区域内の実情の把握に努めています。

(1) こども家庭センター

妊娠、出産から子育て期への切れ目のない支援を行うため、こども家庭課・こども保育課・健康増進課の3課により、こども家庭センターを設置し、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行います。

(2) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関、児童の保健福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者で成る要保護児童対策地域協議会を設置し、連携して対応しています。

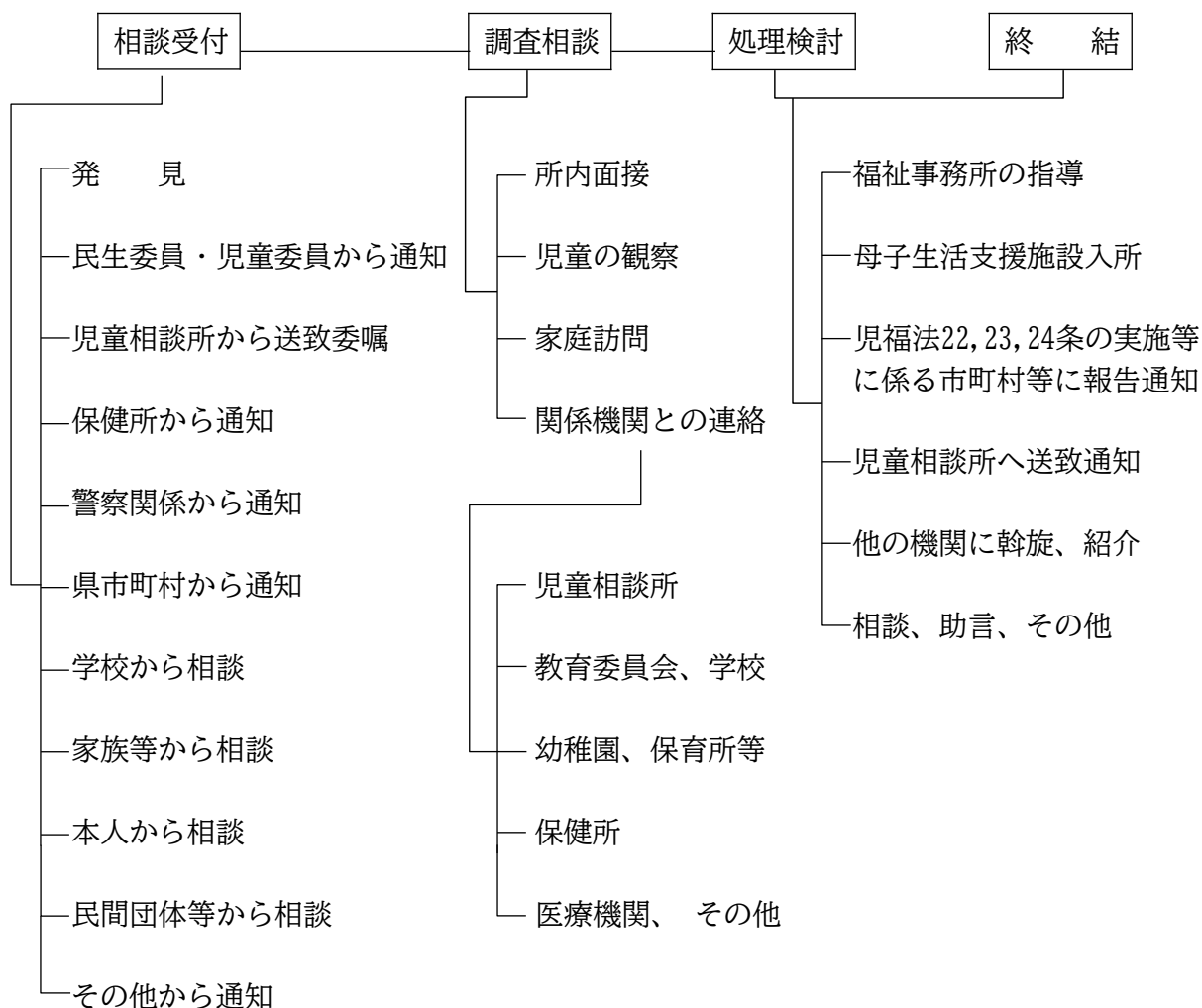
■要保護児童対策地域協議会 (回)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
代 表 者 会 議	1	1	1	1	1
実 務 者 会 議	4	4	4	4	4
個別ケース検討会議	117	93	90	64	64

(3) 家庭児童相談室

家庭における人間関係や児童の養育等の問題について相談を受けるため、家庭児童相談室を設置しています。相談室では、専門の相談員が、児童のしつけ、家庭内の問題について相談を受け、助言、指導を行っています。（家庭相談員 2人）

■家庭児童相談室と関係機関



■相談件数の推移

(件)

区 分 \ 年 度	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
性格・生活習慣	2	6	24	21	0
知 能・言 語	49	77	86	158	154
学 校 生 活	27	4	13	30	33
非 行	0	1	0	0	0
家 族 関 係	508	460	436	413	411
環 境 福 祉	0	1	8	1	0
障 が い	27	32	21	46	65
そ の 他	0	1	0	0	0
計	613	582	588	669	663

3 母子生活支援施設

児童福祉法に基づく施設であり、児童の健全育成と母子一体の生活指導を基調に、入所者とのコミュニケーションを図りながら、育児相談に応じたり、日常生活や就労などの支援を行い、母子が将来自立できるよう支援しています。

■入所状況

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
世帯数	6	7	5	4	2
人員	17	21	15	10	5

※本市措置分のみ

4 教育・保育事業

(1) 教育・保育施設等

平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」が施行され、幼稚園や保育所、認定こども園等を利用する場合は、子どもの年齢、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受け、各施設の利用手続きをすることになり、利用者負担額（保育料）は、市が定める額で、保護者の所得に応じた負担としました。

また、幼稚園の新制度移行や地域型保育事業者等の新設により、多様化する保育ニーズに対応できるよう保育枠の拡大に努めました。

なお、教育・保育施設等を利用していない子育て家庭を支援するため、一時預かりや地域子育て支援センターの事業を各施設において実施しています。

※教育・保育施設等…子ども・子育て支援新制度に移行した保育所・認定こども園・幼稚園及び地域型保育事業施設

■乳幼児（0歳～5歳）人口の推移（各年4月1日現在）（人、％）

区 分 年	市人口 (住基人口)	乳幼児人口 (住基人口)	対前年度比		比 率
			市人口	乳幼児人口	
令和2	117,329	5,113	98.0	93.8	4.4
令和3	116,062	4,920	98.9	96.2	4.2
令和4	114,639	4,688	98.8	95.3	4.1
令和5	113,007	4,465	98.6	95.2	4.0
令和6	111,324	4,180	98.5	93.6	3.8

■教育・保育施設等、定員、入所児童数等の推移（各年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区分 年	教育・ 保育 施設等	利用定員	入 所 児童数	内 訳			入 所 率	
				3歳未満児	3歳児	4歳以上児	定員比率	乳幼児 人口比率
令和2	40	4,149	3,670	1,100	799	1,771	88.5	71.8
令和3	40	4,133	3,593	1,077	804	1,712	86.9	73.0
令和4	40	4,083	3,479	1,143	719	1,617	85.2	74.2
令和5	40	3,988	3,335	1,083	722	1,530	83.6	74.7
令和6	40	3,879	3,219	1,033	715	1,471	83	77.0

■教育施設入所児童等の状況（令和6年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	教育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳			比 率
				3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	1	50	14	4	6	4	3.3
私 立	20	621	411	125	132	154	96.7
計	21	671	425	129	138	158	—
比 率	—	—	—	30.3	32.5	37.2	100.0

■保育施設入所児童等の状況（令和6年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

区 分	保育施設数	利用定員	入 所児童数	年 齢 別 内 訳						比 率
				0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	
公 立	2	240	182	4	27	32	37	45	37	6.5
私 立	36	2,968	2,612	63	420	487	549	549	544	93.5
計	38	3,208	2,794	67	447	519	586	594	581	—
比 率	—	—	—	2.4	16.0	18.6	21.0	21.2	20.8	100.0

■保育施設（3号認定）階層別入所状況（令和6年4月1日現在）※広域入所を除く（人、％）

階層区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	合計
公立	0	6	4	5	5	2	6	4	10	7	6	3	1	3	1	0	63
私立	1	52	36	68	72	57	96	107	133	115	115	70	11	23	6	8	970
計	1	58	40	73	77	59	102	111	143	122	121	73	12	26	7	8	1,033
比率	0.1	5.6	3.9	7.1	7.4	5.7	9.9	10.7	13.8	11.8	11.7	7.1	1.2	2.5	0.7	0.8	100.0

※1階層：生活保護世帯、2階層：市民税非課税世帯、3階層：市民税均等割課税世帯、4階層以上：市民税所得割課税世帯

■入所理由の状況（令和6年4月1日現在）※広域入所を除く（人）

区分	入所児童	教育	就労	妊娠・出産	疾病	介護	災害復旧	求職活動	就学	児童虐待	育児休業	その他
人員	3,219	425	2,520	25	27	7	0	46	13	0	156	0

(2) ハき地保育所

交通条件や自然条件等に恵まれない山間地域における保育を要する児童に対し、保育サービスの提供を行っています。

■ハき地保育所入所児童数の推移（各年4月1日現在）（人）

区 分 保育所名	定 員	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
湊しらとり保育園	60	44	38	39	29	29

(3) 教育・保育事業費の推移

(千円)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
公立保育所経費	351,757	406,273	420,711	413,330	404,841
公立幼稚園経費	39,040	37,701	38,334	43,034	42,455
保育所運営委託料、扶助費（私立）	3,799,610	3,888,237	3,916,536	3,902,036	4,034,962
特別保育（障がい児・延長等）	362,596	434,949	447,983	465,140	481,628
乳幼児健康支援一時預かり事業費	10,423	9,408	8,992	46,053	16,991
教育・保育施設等支援対策事業補助金 （旧民間保育園運営補助金）	41,767	36,073	44,633	46,458	47,116
へき地保育所経費	50,691	47,723	59,754	55,610	54,776
認可外保育施設補助金	303	516	480	394	802
幼稚園就園奨励費補助金	2,951	－ ※	－ ※	－ ※	－ ※
計	4,659,138	4,860,879	4,937,423	4,972,055	5,083,571

※ 幼児教育・保育の無償化により、令和元年度で事業終了。

5 在宅福祉対策

(1) 子ども医療費助成事業

本市に住所を有する児童の保健の向上に寄与するため、保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成しています。

■助成状況の推移

区 分 \ 年 度	助成対象人数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1人当たりの 助成額（円）	1件当たりの 助成額（円）
令和元	18,683	261,413	541,187	28,967	2,070
令和2	18,113	200,116	445,544	24,598	2,226
令和3	17,662	213,209	471,698	26,707	2,212
令和4	17,152	214,864	482,318	28,120	2,245
令和5	16,546	251,928	556,652	33,643	2,210

※助成対象は、入院・入院外ともに小学校就学前までだったものを、平成23年10月診療分からは入院は中学校3年生まで、入院外は小学校3年生までに拡大し、さらに、平成24年10月診療分からは入院・入院外ともに18歳に達した以後における最初の3月31日までに拡大しています。

(2) 児童手当

家庭における生活の安定及び次代の社会を担う子どもの健やかな育ちと資質の向上を社会全体で応援します。

	令和6年9月まで	令和6年10月以降
支給要件	中学校修了前の児童を養育している者	18歳到達後の最初の年度末まで（高校生世代）の児童を養育している者
手当の額 （月額）	・ 3歳未満 15,000円 ・ 3歳以上小学校修了前 - 第一子・第二子 10,000円 - 第三子以降 15,000円	・ 3歳未満 - 第一子・第二子 15,000円 - 第三子以降 30,000円 ・ 3歳以上

	・中学生 10,000円 ・所得制限以上の者 5,000円 ・所得上限以上の者 非該当	第一子・第二子 10,000円 第三子以降 30,000円
支給時期	3回（2月、6月、10月）	6回（偶数月）

■児童手当支給の推移

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受給者数	8,071	7,841	7,651	7,238	6,947
児 童 数	13,605	13,231	12,888	12,219	11,738
支 給 額	1,779,810	1,729,610	1,684,040	1,624,920	1,559,375

※受給者数及び児童数は2月現在

(3) 障害児福祉手当

20歳未満で常時介護を必要とする在宅の障がい児に支給しています。

○手当月額 15,690円（令和6年4月～）

○支給時期 年4回（5月、8月、11月、2月）

■支給状況

（人、千円）

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
受給者数	53	53	47	45	45
金 額	8,403	8,502	7,485	7,084	7,595

(4) 特別児童扶養手当

身体または精神に中度又は重度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人に支給しています。

○手当月額（令和6年4月～）1級 55,350円

2級 36,860円

○支給時期 年3回（4月、8月、11月）

■手当支給資格児童数

（人）

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
1級（重度）	105	99	98	105	113
2級（中度）	148	165	155	148	147
計	253	264	253	253	260

■障がい別手当受給児童数等（令和5年度）

（人）

区 分 \ 種 別	受給児童数	知的障がい	身体障がい	重複障がい	内部疾患	精神障がい	その他
1級（重度）	113	71	27	0	8	7	0
2級（中度）	147	33	4	0	8	102	0
計	260	104	31	0	16	109	0

(5) 就学遺児激励金

小・中学校に在学する就学遺児に対して、健やかに成長し勉学の励みとなるように支給しています。なお、平成25年度より対象を小・中学校1年生のみから小・中学校に在学する児童・生徒に拡大し、小学校在学時またはその学齢時1回、中学校在学時またはその学齢時1回支給をしています。

○激励金 30,000円

■支給児童数、支給額の推移

(人、千円)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
支給児童	45	40	30	38	18
支 給 額	1,350	1,200	900	1,140	540

6 健全育成対策

(1) 児童館

児童館は児童福祉法に基づく児童厚生施設で、児童に健全な遊びの場を与え、その健康増進と情操を豊かにするため、近隣地域の児童を対象として児童の集団指導や放課後児童健全育成事業などを行っています。

■利用者の推移（年間延べ人数、幼児クラブは世帯数）

児童館 \ 年度		令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
城前児童センター	登録学童	14,772	13,561	14,491	—	—
	幼児クラブ	140	187	36	—	—
	自由来館者	185	186	84	—	—
行仁町児童センター	登録学童	16,803	18,489	—	—	—
	幼児クラブ	688	408	—	—	—
	自由来館者	924	374	—	—	—
西七日町児童館	登録学童	—	—	—	—	—
	幼児クラブ	264	66	354	473	156
	自由来館者	4,634	2,572	2,828	3,390	4,022

※登録学童：放課後児童健全育成事業の利用児童

■幼児クラブの登録状況（令和6年3月1日現在）（組数）

児童館名	西七日町児童館
登録組数	15

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等による留守家庭の小学生を対象として「こどもクラブ」を設置し、放課後等に遊びを主とした余暇指導、生活指導を行い、児童の健全な育成と事故防止を図っています。

児童福祉法の改正に伴い、平成27年度から利用対象を小学校3年生から6年生までに拡大し、閉所時間を18時から19時に延長しました。

■登録児童の状況（令和6年5月1日現在）

区 分	計	区 分	計
鶴城こどもクラブ （社会福祉法人 博愛会）	80	永和こどもクラブ （社会福祉法人 南町保育会）	36
城北こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松保育協会）	168	神指こどもクラブ （社会福祉法人 南町保育会）	33
行仁こどもクラブ （社会福祉法人 博愛会）	100	門田こどもクラブ （社会福祉法人 会津報徳会）	142
城西こどもクラブ （社会福祉法人 会津報徳会）	174	城南第一こどもクラブ （学校法人 慈光学園）	105
謹教こどもクラブ （社会福祉法人 南町保育会）	110	城南第二こどもクラブ （社会福祉法人 南町保育会）	35
日新こどもクラブ （学校法人 若松幼稚園）	122	大戸こどもクラブ （株式会社 拡輪）	6
湊こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会）	30	東山こどもクラブ （社会福祉法人 博愛会）	79
一箕第一こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松保育協会）	36	小金井第一こどもクラブ （特定非営利活動法人 会津NPOセンター）	135
一箕第二こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松保育協会）	162	小金井第二こどもクラブ （特定非営利活動法人 会津NPOセンター）	33
一箕第三こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松保育協会）	51	荒館こどもクラブ （学校法人 白梅）	93
松長第一こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会）	40	川南こどもクラブ （学校法人 白梅）	37
松長第二こどもクラブ （社会福祉法人 会津若松市社会福祉協議会）	39	河東こどもクラブ （特定非営利活動法人 会津NPOセンター）	108
合 計		1,954	

■事業費（決算額）の推移

（千円）

区 分	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
金 額	521,526	574,497	600,461	643,447	640,003

(3) 児童遊園

児童に健全な遊び場を与え、その健康を増進し、また、情操豊かなものにするため設置しています。

■設置の状況（令和6年4月1日現在）

大木の芝原公園…北会津町下荒井

7 社会環境の整備等事業

(1) 保育所保育士研修会

保育所職員の専門的知識・技能を高め、より豊かな保育を実施するために、保育士会の協力を得て開催しています。

■研修会開催状況の推移

（回、人）

区 分	年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
回 数		3	0	3	3	3
参加者数		1,168	0	1,076	1,140	1,092

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各施設で研修を開催。

(2) 保育士復帰支援研修会

保育士の資格を持っていて、現在、就職していない保育士資格所持者を対象に、現場復帰に向けた研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加人数	1	0	0	1	1

(3) 乳児保育研修会

市内保育施設の乳児保育担当者を対象に、保育技術及び知識の向上を図るため研修会を行っています。

■研修会開催状況の推移

(人)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
参加人数	21	36	35	32	30

(4) 地域子育て支援センター事業

乳幼児を持つ母親、又は家族が教育上の悩みや問題等を電話や面接によって相談を受け、保育の専門家である保育士、看護師、栄養士がアドバイスを行います。また保育施設の在園児童との交流や、保護者の交流の支援、保育施設の園庭開放など地域の中の拠点として子育て支援を行っています。

- ・相談は随時受け付けています。
- ・交流や園庭開放事業は各施設によって実施日が異なります。
- ・市内認可保育所9ヶ所及び幼保連携型認定こども園19ヶ所、地域型保育施設を運営している法人1ヶ所で実施。

(5) 一時預かり事業（一般型）

保護者の急病や都合などで家族での保育が出来ない時に、お子さんを一時的に保育施設でお預かりします。保護者の育児疲れ解消のためなどの理由での利用も受け入れています。

- ・市内認可保育所5ヶ所、認定こども園19ヶ所、幼稚園1ヶ所で実施。

(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病気のため保育所などに通所できないお子さんをお預かりします。

(人)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
年間延利用人数	195	64	116	45	483

※ 令和4年度までは病児保育所さくら、令和5年度からはキッズケアにじいろで実施。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と子育ての両立のための基盤を整備し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を手助けしてほしい人と手助けしたい人との連絡調整、援助希望者への講習会などを行い、保育施設等への送迎や病児・病後児も対象とした一時預かりを実施し、子育て相互援助活動への支援を行っています。

(件)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用件数	3,144	2,572	2,918	2,718	4,277
うち病児・緊急時の預かり等	5	1	2	7	10

(8) ホームスタート事業

子育てに不安を抱える家庭、地域から孤立しそうな家庭に市民ボランティアが家庭訪問し、養育者の悩みや相談に応じたり、一緒に家事・育児をする、傾聴を中心とした支援を行っています。
(世帯、人、回)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用世帯数	28	24	27	27	25
子どもの人数	56	40	39	46	35
訪問回数（延べ）	279	231	275	286	221

(9) ブックススタート事業

絵本を通して赤ちゃんと保護者があたたかい時間を分かち合うことを応援する子育て支援として、市が実施する4か月児健康診査において、赤ちゃんと保護者に絵本の読み聞かせを行い、絵本やガイドブックなどの入った「ブックススタート・パック」の配付を行っています。

(人)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
配付対象者	807	781	721	657	610
配付状況	774	735	676	628	567

(10) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や出張、育児疲れ等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、一定期間、母子生活支援施設において児童を預かることにより、保護者の負担軽減等を図っています。（平成29年度より開始）

(日)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
利用日数	62	31	16	11	9

(11) 子育て世帯訪問支援事業

子育てヘルパーが、家事・育児等に対して不安又は負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等を訪問し、家事・育児等の支援を行います。（令和5年度より開始）

区 分 \ 年 度	令和5
利用家庭数	7
利用回数 (時間数)	40 (71)